

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱</p> <p>第1条 府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するもの（以下「私立高等学校等」という。）であって、大阪府内に所在し、生徒の就学支援のために、授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組むものを大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）として大阪府教育長（以下「教育長」という。）が指定することにより、府民の中学校卒業段階における自由な学校選択及び教育力の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この要綱において、「授業料」とは、学則に記載している費用であって、授業料のほか、施設整備費、教育充実費など、原則、推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（特定の学科又はコースごとに規定されている費用を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを除く費用をいう。</u></p> <p><u>(1) 入学料及び入学検定料等入学時にのみ徴収する費用</u></p> <p><u>(2) P T A会費等の学校の設置者以外の者が管理する費用</u></p> <p><u>(3) 学年費や修学旅行積立金等の実費に相当する費用</u></p> <p>（推進校の要件）</p>	<p style="text-align: center;">大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱</p> <p>第1条 府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するもの（以下「私立高等学校等」という。）であって、大阪府内に所在し、生徒の就学支援のために、授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組むものを大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）として大阪府教育長（以下「教育長」という。）が指定することにより、府民の中学校卒業段階における自由な学校選択及び教育力の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（推進校の要件）</p>

第3条 推進校は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 授業料やその他の費用の納付が困難な生徒に対し、分納や後納を認めるなど、適切に配慮すること。

(4) 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合にあっては、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える額を負担を求めないこと。

(5)～(6) (略)

(7) 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第2条第7号から第10号までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

(指定手続等)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 推進校の設置者は、第3項により指定された内容のうち授業料を変更しようとするときは、前項の変更申出書を提出するまでに授業料の改定に係る協議様

第2条 推進校は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 授業料（授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（特定の学科又はコースに在籍する生徒が一律に納付する費用を含む。）として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。以下同じ。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。

(4) 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、当該私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。

(5)～(6) (略)

(7) 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という）第2条第7号から第10号のすべてに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

(指定手続等)

第3条 (略)

2～4 (略)

5 推進校の設置者は、第3項により指定された内容のうち授業料を変更しようとするときは、前項の変更申出書を提出するまでに授業料の改定に係る協議様

式（様式第4号）を教育長に提出し、前条第6号に定める事前協議を行い、その承認を得なければならない。

6 （略）

7 推進校の設置者は、教育長の求めに応じ、前条各号の遵守状況及び前条第6号に規定する協議において提示した内容等の実施状況について報告を行うとともに、教育長が行う帳簿、書類その他物件の検査又は当該推進校への現地調査に協力するものとする。

（指定の取消し）

第5条 教育長は、推進校が第3条各号の要件を満たしていないと認めるときは、当該推進校と協議のうえ、指定を取り消すことができる。この場合、教育長は同時にその理由を示すものとする。

2 （略）

3 教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該推進校の指定を取り消すものとする。

4 教育長が第1項及び前項の規定に基づく推進校の指定の取消しを行った場合は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書（様式第8号）により、その内容を通知するものとする。

5 第1項及び第3項の規定に基づく推進校の指定の取消しを受けた私立高等学校等で、その取消しの適用日から起算して3年を経過しない場合は、前条第2項の規定に基づく推進校の指定を受けることができない。

第6条 教育長は、第4条第2項に基づく推進校の指定、又は前条に基づく指定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

2 （略）

式（様式第4号）を教育長に提出し、第2条第5項に定める事前協議を行い、その承認を得なければならない。

6 （略）

7 推進校の設置者は、教育長の求めに応じ、前条各号の遵守状況及び前条第6号に規定する協議において提示した内容等の実施状況について、報告を行うとともに教育長が行う帳簿、書類その他物件の検査又は当該推進校への現地調査に協力するものとする。

（指定の取消し）

第4条 教育長は、推進校が第2条各号の要件を満たしていないと認めるときは、当該推進校と協議のうえ、指定を取り消すことができる。この場合、教育長は同時にその理由を示すものとする。

2 （略）

3 教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該推進校の指定を取り消すことができる。

4 教育長が第1項及び前項の規定に基づく推進校の指定の取消しを行った場合は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書（様式第8号）により、その内容を通知する。

5 第1項及び第3項の規定に基づく推進校の指定の取消しを受けた私立高等学校等で、その取消しの適用日から起算して少なくとも3年を経過しないものは、第3条第2項の規定に基づく推進校の指定を受けることができない。

第5条 教育長は、第3条第2項に基づく推進校の指定、又は前条に基づく指定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

2 （略）

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

(新設)

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校の指定を受けたいので、同要綱第4条第1項の規定により指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則（別表含む）
- 生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校の指定を受けたいので、同要綱第3条第1項の規定により指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則（別表含む）
- 生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第2号

教私第 年 月 日 号

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

1 指定内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 指定の条件

- 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。
- 授業料やその他の費用の納付が困難な生徒に対し、分納や後納を認めるなど、適切に配慮すること。
- 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合にあっては、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える額の負担を求めないこと。
- 授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。
- 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第2条第7号から第10号までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

様式第2号

教私第 年 月 日 号

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

1 指定内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 指定の条件

- 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。
- 授業料（授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。以下同じ。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、当該私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- 授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。
- 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第2条第7号から第10号のすべてに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校に指定されている内容を変更したいので、同要綱第4条第4項の規定により指定の変更を申し出ます。

記

1 変更を申し出る内容

(変更前)

学校名	課程・学科・コース名	授業料 (単位:円)		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

(変更後)

学校名	課程・学科・コース名	授業料 (単位:円)		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則 (別表含む)
- 生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校に指定されている内容を変更したいので、同要綱第3条第4項の規定により指定の変更を申し出ます。

記

1 変更を申し出る内容

(変更前)

学校名	課程・学科・コース名	授業料 (単位:円)		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

(変更後)

学校名	課程・学科・コース名	授業料 (単位:円)		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則 (別表含む)
- 生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第4号 (略)

様式第4号 (略)

様式第5号

教私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定内容の変更を承認しましたので通知します。

記

1 変更内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 指定の条件

- 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。
- 授業料やその他の費用の納付が困難な生徒に対し、分納や後納を認めるなど、適切に配慮すること。
- 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合 にあつては、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える額の負担を求めないこと。
- 授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。
- 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第2条第7号から第10号 までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

様式第5号

教私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定内容を変更しましたので通知します。

記

1 変更内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 指定の条件

- 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。
- 授業料（授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。以下同じ。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、当該私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- 授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。
- 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第2条第7号から第10号の すべてに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

様式第6号 (略)

様式第6号 (略)

様式第7号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第5条第2項の規定により、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定の辞退を申し出ます。

1 指定の辞退を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定の辞退を申し出る場合は、その旨を記載すること。

※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 辞退の理由

担当者氏名	
電話番号	

様式第7号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第4条第2項の規定により、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定の辞退を申し出ます。

1 指定の辞退を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定の辞退を申し出る場合は、その旨を記載すること。

※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 辞退の理由

担当者氏名	
電話番号	

様式第8号

教 私 第 号
年 月 日

設 置 者 代 表 者 様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書

- 第5条第1項（職権による取消）
 大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱
 第5条第3項（学校による申出）

の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたので通知します。

記

1 取消し内容

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日

年 月 日

様式第8号

教 私 第 号
年 月 日

設 置 者 代 表 者 様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書

- 第4条第1項（職権による取消）
 大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱
 第4条第3項（学校による申出）

の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたので通知します。

記

1 取消し内容

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日

年 月 日